

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人靖和会 特別養護老人ホーム 入間つつじの園	埼玉県入間市宮寺二千四百 六十七番地